四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　須崎市

二　地域再生計画の名称　「すさきプライド」人財育成・確保と市民活躍の場づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　須崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　土佐市並びに高知県吾川郡いの町及び仁淀川町並びに高岡郡佐川町、越知町及び日高村の全域

二　地域再生計画の名称　仁淀ブルーを活用したＤＭＯ観光地域づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　土佐市並びに高知県吾川郡いの町及び仁淀川町並びに高岡郡佐川町、越知町及び日高村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宿毛市

二　地域再生計画の名称　すくもまるごと商社プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　宿毛市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　四万十・足摺エリア版ＤＭＯによる広域観光推進連携計画

二　地域再生計画の区域の範囲　宿毛市、土佐清水市及び四万十市並びに高知県幡多郡大月町、三原村及び黒潮町

三　地域再生計画の名称　四万十・足摺エリア版ＤＭＯによる広域観光推進連携計画

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　土佐清水市

二　地域再生計画の名称　土佐清水メジカ産業再生プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　土佐清水市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県安芸郡北川村

二　地域再生計画の名称　ゆず王国北川村振興プロジェクト計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県安芸郡北川村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県長岡郡本山町

二　地域再生計画の名称　ＡＩロボティックス「シルバーアイドル」活用と健康人材育成による自立的な健康のまちづくり推進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県長岡郡本山町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県土佐郡土佐町

二　地域再生計画の名称　～ユメを紡ぐまち、土佐町～（土佐町版生涯活躍のまち「土佐町ライフアカデミー」）

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県土佐郡土佐町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千二百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県吾川郡いの町

二　地域再生計画の名称　心そだてる「みらいの町」推進と地域産業いのベーション促進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県吾川郡いの町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）